

広島県告示第九百一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十二条において準用する同法第二百五十二条の十四第一項の規定によつて、広島中央環境衛生組合の公平委員会の事務を次の規約によつて受託した。

平成二十一年十月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島中央環境衛生組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、広島中央環境衛生組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を広島県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙の請求に基づき甲の負担とする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成二十一年十月一日から施行する。